

広報

こうら



甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>



"川村農園サン"
いつも甘～いイチゴをありがとう。
(5月13日)

4 ふるさと交流村

14 税務課からのお知らせ

10 水道週間

16 消防署だより

11 児童手当制度のご案内

18 交通安全

藤まつり

'09 藤まつり in 在士 (5月5日)



在士むらづくり委員会が主体となった『'09 藤まつり in 在士』が在士八幡神社境内を会場に開催されました。今年は天候にも恵まれ、境内の休憩所も大盛況でした。県内外からたくさんの方々に来場いただき、心地よい春風に誘われて降り注ぐ藤の花房に見とれながら、思い思いに楽しんでおられました。



神事

お田植え祭 (5月10日)

法養寺出身の大棟梁「甲良豊後守宗廣公」を顕彰する『第37回日光東照宮献穀お田植え祭』が晴天の中、執り行われました。御神田前で神事が行われ、献穀米の苗を丁寧に植えられました。秋には収穫されたお米が日光へと届けられます。

まちづくり
協議会

平成21年度甲良町まちづくり協議会 (第1回) 開催される。

平成21年4月28日(木)19時30分から甲良町役場2階会議室で、各集落の区長さんとむらづくり委員長さんで構成される平成21年度甲良町まちづくり協議会が開催されました。

第1回目の協議会ということで、町長からの委嘱状の交付や会長、副会長の選任(会長 北川文信さん[小川原むらづくり委員長] 副会長 陌間喜久雄さん[横関区長])、平成21年度の事業計画について協議や町内13集落むらづくり事業などの情報交換が行われました。

このまちづくり協議会は、甲良町まちづくり条例に定められているもので、各集落のむらづくり情報交換や町全体の課題等について、町に提案と調整を求められる性格を有しています。特に、本年は町の新しい総合計画を策定する年ですので活発な話し合いが期待されます。

今年も『農』について学びを深めましたーまちづくり協議会等先進地研修会

ー研修テーマー

5月15日(金)から16日(土)にかけて、今年も甲良町まちづくり協議会(区長さん、むらづくり委員長さん)と農業組合長さんとの合同の先進地研修会が行われました。

昨年に続き、今年の研修テーマも、「農」とし、今、甲良町が推進している農業振興を核にした次なるまちづくりへの情報収集を目的に、福井県福井市、あわら市、坂井市に出かけました。

ーこれからの農業は消費者との連携が大切ーファームビレッジさんさんの取組みー

「フェイス to フェイス」、「共生」、「安心」、「安全」、「誠実」の5つのテーマを通じて、消費者と生産者との思いを大切に、農産物直売所、農家レストラン、米粉パンの3つの分野で運営されている「有限会社 ファームビレッジさんさん」で研修を行いました。

説明して下さった取締役の安実さんの「これからの農業は、生産だけではなく、生産したものを『形』にすることが大切、そして、生産者の視点でものを考えるのではなく、消費者の視点が大切、農家レストラン経営やお米の1kg 精米販売もこの考えに基づくもの」とのお話しが印象的でした。

ー農業は「生命産業」「母なる産業」～農村集落再生をめざした、あわら市の取組みー

あわら市経済産業部部長 坪田 清孝さんから、あわら市の取組についてお話を聞きました。「今日、1に助け合う心、2に我慢する心で構成される『農村の秩序』が崩壊しつつある」と農業が単なる『業』としてだけの役割だけではなく、健全な地域社会を形成する基盤となるもの、あわら市の取組みは農村古来の良き風習として残されてきた、共同生活や協調性に代表される『農村の秩序』を時代にあわせながら再構築させ、農村集落の再生を求めるもの、現在、その手段として、集落営農や農地・水・環境向上対策により、地域住民と一体となった企業的農業経営体の育成をすすめ、農業や環境への取組みを将来にわたって取り組める仕組みづくりを行っていると話されました。

ー熱意と本物がこれからの地産地消ーファーマーズマーケットきららの丘の取組みー

「このままでは、芦原温泉はつぶれますよ」と語るJA花咲 農産物直売所きららの丘店長 深町治男さん。安いだけで、心のもっていない商売は、崩壊する。あわらの地産地消をすすめることは、地域の信用をつけることにもつながり、お客さん相手の産業にはとても重要と熱っぽく語られました。また、直売所に持ってこられた農産物の売り方や売り先を考えることが大切で、生産者と消費者の間で仕事をする私たちの仕事、知恵を出すことの大切さを話されました。

ー有機農業のバイオニア 山崎一之さん、洋子さん、おけら牧場の取組みー

「今、大切なことは、『農』がもつ価値観を問い直し、農家自らが政策を考えることだ」とパートナーである洋子さんと共に自ら『農』をライフスタイルに追い求めてこられた有機農業のバイオニア 山崎一之さんの話を伺いました。

第2種兼業農家(農業以外の収入が主)が存在するのは、日本だけ。今、世界的な不景気だが、これから10年ぐらいは続くだろう。この10年間にどのように暮らし、次の世代に受け渡すのかが大切な視点であり、グリーンツーリズムなど農業や農村がもつステキな魅力で産業や雇用が生まれることが求められると語られました。



第1回甲良町まちづくり協議会



ファームビレッジさんで花の苗を見学



あわら市役所にて

集落営農型法人での園芸品目への挑戦！ (農) サンファーム法養寺

甲良町ふるさと交流村構想では、「農を活かし、人と交わり、地域を興す」を基本理念とし、「拠点を要として13集落をつなぐ」というイメージをもとに農業振興を図っています。町の特産として、コメ、小菊、トマト、イチゴなどがありますが、園芸品目(野菜、花、果物)や加工食品へのさらなる取組を期待して各種補助事業を用意しているところです。

園芸品目の拡大方策として、直売所出荷者の拡大と個人や集団によるまとまった面積の生産とがありますが、(農)サンファーム法養寺において町補助事業を活用した取組が始まり、インタビューをしましたので概要を紹介します。

● 園芸に取り組むきっかけは？

H20年4月、集落内の2人の非農家定年退職者が法人に手伝いに来るようになり、その休憩中の雑談で、「1年中、農業生産ができないものか?」「ハウスがあればできる」「それならハウスを建ててよ」「よし建てよう!」というやり取りがありました。これがきっかけです。

「(農)サンファーム法養寺」の概要

H 4	営農組合発足 麦の共同化
H 10	麦後に大豆を営農組合で作付開始
H 17	法人化(戸数22戸、面積 約20ha) 水稻の全面受託開始(現在9.5ha)
H 21	園芸品目の作付け開始

● 何を始められたのですか？

・間口7.5m長さ75mのハウス3棟建設(町補助事業)

1棟(560㎡)で少量土壌培地耕のトマト(桃太郎ファイト)を約1,000本。5月下旬頃から収穫の予定で、せせらぎ直売所や地元で販売予定です。

2棟(計1,100㎡)でイチジクを栽培するために育苗中で、6月定植予定です。

・露地栽培

マルチ栽培でトウモロコシ(ゴールドラッシュ)、枝豆(奥原早生)を試作します。マルチを張りながら同時播種できる機械も導入予定です。

10aでカキ(太秋)を植えました。

7aで小菊(JA花き部会加入)の栽培を始め

ました。45cmの短茎小菊として、農業散布等の作業が省力化できます。



● 今後の展開は？

土地利用型の集落営農は完成しました。今後は集落内の定年退職者が「楽しく」「生き生きと」生活できる基盤にと、園芸部門を開始したのであり、儲かることが第1目標ではなく、明るく楽しい田舎の生活ができるようにしたいと思っています。

集落営農では、家計を維持するための儲けは必要ありません。働く人に「おこづかい」程度の労賃が払えれば良いのです。また集落営農は働き手が多く、1戸の農家なら1日かかるようなハウス作業が、数時間でできてしまうところが集落営農のメリットです。

たくさんの品目を栽培し始めましたが、今のところ、労力不足で作業が滞ることも無く全てが順調に運んでいます。非農家2名も毎日が楽しいと言ってくれていますし、収穫時期が楽しみです。

甲良町第3号農事組合法人誕生「在士和 r k 2 1」

平成21年1月26日在士集落にサンファーム法養寺・楽農ファーム^{セッション}22(尼子出屋敷)に次ぐ農事組合法人「在士和 r k 2 1」が設立されました。名称は、21世紀において在士21haの土地をみんなと和を持って作業する意味で付けられました。

(集落の思い)

在士和 r k 2 1 を立ち上げたきっかけは、約8年ほど前に、2~3件の農家から「もう、田んぼがでけへん」と言う、一言から始まり当時の農業組合の役員から「何とかせんかったら在士の農業が無くなってしまう。せっかくおいしい米が取れる所やのに」と言うことから7人の有志が集まり

1. 在士の田んぼは、在士で守っていかなあかん!
2. おいしい米を、区民みんなで食べられるようにしましょう。

と言う考えのもとに総勢13名(サラリーマン8名)で耕作面積50aから始めました。当初は、個人の機械を借りる、農業組合の機械を借り、日当はなし、収穫後会費制で慰労会をする程度しかできない状況が2~3年続きました。毎年耕作面積が倍増し人員不足に陥りました。当時、転作関係は農業組合が主体で進められていたことから、水稻部「和 r k 2 1」として農業組合の傘下に入り作業を進める事としました。

平成18年に特定農業団体を申請するため、農業組合から水稻部と営農部を切り離し実働関係については「和 r k 2 1」で進める体制に変更しました。

その時の、耕作面積は7ha(14倍)。活躍中のオペレーター25人に日当を払い、総収支も落ち着いた状況となりました。現在のオペレーターの協力、そして区民の皆さんの協力、賛同を得て、平成21年1月に農事組合法人「在士和 r k 2 1」として認定を受け在士の7割の面積を耕作中です。高虎生誕の地として、毎年津市のお祭りに参加し在士の米を販売しております。今後は、規模拡大を図ると共に、町が計画中の「ふるさと交流村」への参加も積極的に進め地域の活性化に協力して行きたいと思っております。

農業情勢がさまざまに変化する中、法人として目標・計画を定め変化に柔軟に対応出来るよう、また長く継続できるよう全員が頑張っていきます。



誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



まつばら しゅんの
松原 朱音ちゃん
6月11日生(法養寺)



ただだ
竹田 れんりちゃん
6月11日生(小川原)



かんざき らん
神崎 藍ちゃん
6月13日生(北落)



きたがわ あやな
北川 絢菜ちゃん
6月29日生(長寺)

平成21年8月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H20年8月生のお子さん)の方は、6月30日(火)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合先 総務課 ☎ 38-5063
保健福祉センター(保健師)
☎ 38-3314



田植え

学校田で田植えの体験

甲良東小学校・甲良西小学校の生徒達が、それぞれの田んぼで田植え体験を行いました。真っ直ぐに、優しく、埋まり過ぎないように、丁寧に植えてました。日頃あまり味わえない体験学習でした。



甲良西小学校



甲良東小学校



図書館に行こう!

今月のテーマは「空」 たまにはのんびり眺めてみてはいかがでしょう

これがあれば
雲の名前はバッチリ!

『雲の名前の手帖』



高橋健司/著
ブティック社
美しい写真と雲の名前や特徴を簡潔にまとめた解説文で紹介。

日本の心

『空の歳時記』



平沼洋司/著
京都書院
四季折々の風景や風物についてのエッセイから構成。自然の美しさがギュッと詰まった1冊。

懐かしいあの日が
よみがえる

『風の名前』



高橋順子/文
佐藤秀明/写真
小学館
日本に伝わる「風の名前」382語を集めて、カラー写真・詩・エッセイで綴る写真集。

今も昔も変わらない自然がここに

『雲三昧 一空を飾る雲の図鑑』



武田康男/監修
大泉書店
雲の不思議さにかかれ、写真を撮り始めた著者のひと味違う写真集。

親子で楽しめる!!

『お天気ナビ観察してん』



明日の天気がわかる
武田康男/監修 大泉書店
「世界一受けたい授業」出演の武田康男先生が、観天望気テクニックをわかりやすく解説。明日の天気をあてるヒントが満載。

6月の催し物

6月10日(水) 14:30~
お母さんお父さんのための絵本教室

6月13日(土) 14:00~
おはなし会

6月27日(土) 14:00~
子ども映画会
『きかんしゃトーマス みんなあつまれ!! しゅっぱつしんこう』

ソドー島に新しく空港建設されることになった。そんな最中、大きな嵐がソドー島を襲い建設中の空港は大きな被害を受けてしまう……。トーマスとなかまたちが困難な仕事を通して、

より友情を深め合う待望の長編作品。
6月28日(日) 14:00~
名作映画会 『青春ジャズ娘』
松林宗恵監督出演:
片山明彦、高島忠夫、フランキー堺、江利チエミ、トニー谷他
城南大学の学生で結成されている「シックス・メロディアンズ」。コンテストで優勝するも引き抜きなどにより卒業後解散することに。一度は音楽の道を諦めかけるが、励ましを受け再び再結成することを決める。「シックス・メロディアンズ」のメンバーとして後のスターが出演しているだけでなく江利チエミ、笈田敏夫、ジョージ川口とビッグ・フォア、ウイリー・ジェー

ムズらがミュージシャン役で出演しているのも見逃せません!

☆☆お知らせ☆☆

6月6日から28日まで、図書館において、牧野敏子さんによる水彩画の展示を行います。入場は無料です。是非おいでください!

6月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					



サワディーカー SAWASDEE KAA
タツサニーヤーです

今月のタイ語
ペーンローイ：屋台
ラーン：店
ガイヤーン：焼き鳥
ムーピン：豚の串焼き
サラバオ：肉まん
カーウトム：おかゆ

もう新緑の季節ですね。青い空で木漏れ日の下で友達と話したりすると本当に幸せですね。残念ながら、桜はもう終わりましたが、日本の四季は、他のきれいな花も楽しめますね。それでは、5月の藤祭りと共に私の活動を紹介します。

<図書館でのタイ風リボン作り>

5月3日の11時から図書館でゴールデンウィークのお楽しみ工作会を行いました。参加者はタイ風のリボンをいくつか楽しく作りました。お誕生日会やプレゼント用としてこのかわいいタイ風リボンを飾ってみたら、きっと喜ばれるでしょうね。当日の先生はタイから甲良町に遊びに来てくれたエーさんとジューさんと、2人ともタイで日本語を勉強して、仕事は、タイの日系の会社で働いています。



ジューさんとエーさん



こうするのよ。分かったのかな？



いっぱい作りましょうね。



皆さん、上手ですね。

<藤祭りのタイFOODテント>

5月5日に在土で藤祭りに「ラムちゃんの店」が出店されました。ラムちゃんの店には、滋賀県内外のタイ人が集い、タイ風焼き鳥とタイ風揚げ春巻きを販売しました。店の周りでは、タイの雰囲気、タイの味を楽しめたと思います。これからも、甲良町の皆さんがタイのことを少しでも感じていただければ、うれしいですね。

また、タイ人にも甲良町のことを紹介することもうれしいことですね。甲良町に来てくれた私の友達のタイ人は甲良町はすばらしいところだと言ってくれました。なぜか、私はそれを聞くと、とてもうれしいです。きっと皆さんも同じだと思います。もっともっと、甲良町のすばらしいところやタイのすばらしいところを紹介していきたいと思えます。頑張りますので応援して下さいね！



おいしいタイ料理をそろそろできあがり！



お客さん、いかがでしょうか？おおきに！

では、ポッカン マイ ナ カー (また会いましょうね)

子育て支援センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちがほっとかん！



新学期から二ヶ月がたちましたが、いかがお過ごしですか？
子育て支援センター ほっと館は、子育て中の親子がホッとでき、いつでも気軽に利用できる場所です。どうぞお子さんといっしょに遊びに来てくださいね。

はじまりますよ♪ふれあい教室



東学区

1才児 にこにこひろば 出会いの会 8日(月) 10:00~11:30 長寺センター
2. 3才児 わいわいひろば 出会いの会 10日(水) 10:00~11:30 長寺センター

西学区

1才児 すくすくひろば 出会いの会 11日(木) 10:00~11:30 呉竹センター
2. 3才児 のびのびひろば 出会いの会 16日(火) 10:00~11:30 呉竹センター

東西区

0才児 こあらくらぶ 出会いの会 12日(金) 10:00~11:30 保健センター

ふれあい教室の参加申し込みは、随時受け付けてます。
たくさんのご参加、お待ちしております。

長寺センター 38-3148
呉竹センター 25-1736
子育て支援センター 38-8003



5月から一時保育が始まりました~

場所は甲良東保育センターで
月曜~金曜の9:00から16:00まで
事前に申し込み用紙にご記入していただき、一時保育の利用ができます。

詳しいお問い合わせは..
東保育センター 38-2087
教育委員会 38-5070
子育て支援センター 38-8003



明るいスペースで安心して遊べますよ



赤ちゃんのベッドも完備

6月のサークルひろば

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	11日(木) 26日(金)	9:30~11:30	保健福祉センター
ひまわり	5日(金) 19日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

※サークルに参加される方は、お茶をご持参ください。当日の参加もいっしょです。

7月のサークルひろば (予定)

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	29日(水)	9:30~11:30	保健福祉センター
ひまわり	3日(金) 17日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

【問合先】 子育て支援センター (ほっと館) ☎38-8003

水道課 **第51回 水道週間** 6月1日(月)～6月7日(日)

スローガン

「おいしいね この水未来に いつまでも」

朝、冷たい水で顔や手を洗い、おいしい水を一杯飲む。水道の水は飲み水としては、もちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。

また、レストランや工場など、さまざまな場所で使われ、私たちの生活を支え・うるおし、毎日の暮らしになくてはならないものです。

私たちの生活が豊かになるにつれ、蛇口から出てくる水道水が当たり前となり、水道の大切さが忘れさられようとしています。

6月1日から1週間は水道週間です。みなさんも大切な水道水について考えてみてはいかがでしょうか。みなさんの毎日の暮らしが快適にすごせるよう、水道の水を上手に使ってください。

甲良町では、安全でおいしい水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。

メーター検針にご協力を

水道のメーター検針を毎月、月初めに行っています。ご使用になった水量を正確に検針して水道料金を算定いたします。水量の読み間違い等がないようにするため、水道メーター付近には、物を置かないなどのご協力を宜しくお願いいたします。

水道料金の口座振替はお済みですか？

皆さんは水道料金の口座振替の手続きはお済みでしょうか？

ただ今、水道課では水道料金を口座振替にして頂けるよう推進しています。

まだ、お済みでない方・手続き等でお困りの方は、最寄りの金融機関または水道課までお越し下さい。ご協力お願い致します。

水道料金の口座振替について・・・

甲良町では、水道料金を口座振替により、お支払いして頂いている方には、毎月月末（※注 月末が土・日・祭日等の場合は翌月の最初の平日）が引落日となっておりますので引落日までには、口座の残高を確認の上、入金して頂きますようお願い致します。

なお、月末に引落しが出来なかった場合につきましては、毎月15日に再度引落日となっておりますのでご協力お願いをいたします。

【問合せ先】甲良町役場 水道課 ☎38-3581（直通）

宅内の漏水のチェックを！

漏水の発見方法は、まず家中のすべての蛇口を閉め、水道メーター内の『パイロット』を確認して下さい。

パイロットが少しでも回転していればどこかで水が漏れている証拠です。

すぐに、町の指定給水装置事業者に修理を依頼して下さい。

尚、甲良町給水装置事業者の名簿一覧表は、役場水道課および町ホームページにあります。

こんな時は、水道の手続きを忘れずに

- ① 転居・転出などで使用を中止する場合
 - ② 新たに、給水を開始する場合
 - ③ 水道使用者の死亡等で名義変更する場合
- ①～③につきましては、役場水道課の窓口へ

水道料金を 口座振替に！！

保健
福祉課

児童手当制度のご案内

児童を養育している方に子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭における生活を安定させ、子どもの健全な育成に資することを目的として児童手当制度が定められています。

児童手当制度の仕組み

- 支給額：3歳未満の児童 月額 10,000円
- 3歳以上の児童 第1子、第2子 月額 5,000円
- 第3子以上 月額 10,000円



○支給期間：生まれた日の翌月から、12歳になった最初の3月31日までの間

児童手当を受けるには申請が必要です。お子さんの誕生日から15日以内に保健福祉課で申請の手続きをお願いします。

○支払時期：原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月分までをお支払いします。

○所得制限限度額

児童手当制度に定められている、所得制限限度額を超えた場合は、その年の児童手当等は支給されません。平成21年度所得制限限度額表（万円） 厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養人数	所得制限限度額	扶養人数	所得制限限度額	扶養人数	所得制限限度額	扶養人数	所得制限限度額
0人	460	3人	574	0人	532	3人	646
1人	498	4人	612	1人	570	4人	684
2人	536	5人	650	2人	608	5人	722

※昨年所得制限で手当がもらえなかった方でも、その年によっては家族の状況や所得の状況が違うことがあります。平成20年6月の現況届けで、手当が受けられなかった方も平成21年6月以降の手当が受けられる可能性があります。保健福祉課で認定請求書を提出してください。

○現況届

児童手当等を受けている方は、毎年6月に『児童手当現況届』を提出しなければなりません。

この届けは、毎年6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届けの提出がないと6月以降の支払いが受けられなくなります。

【問合せ先】保健福祉課（保健福祉センター1階） ☎38-5151

保健
福祉課

老人福祉医療制度のご案内



甲良町では、下記の要件に該当する方を対象に「老人福祉医療費受給券の交付」を実施しております。

○受給要件：世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税で、65歳から69歳の方
※平成21年7月31日までの福祉医療費については平成20年度の課税状況を確認し、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの間は平成21年度の課税状況を確認します。

○自己負担割合：県内の医療機関では、かかった費用の1割負担
ただし、県外の医療機関では一旦医療費を3割お支払いいただき、後日申請により返金させていただきます。

○自己負担月額上限額：外来 8,000円 入院 24,600円

※一ヶ月間で医療機関の窓口でお支払いされた医療費（保険診療分）の合計が、この金額を超えた場合は、申請により返金いたします。

※領収書（原本）・通帳（郵便局以外）・印鑑を持って保健福祉課まで申請してください。

受給要件に該当される方で、受給券交付申請がまだの方は印鑑と健康保険証をお持ちになり、保健福祉課まで申請をお願いします。詳しい内容については、下記担当までお問い合わせください。

【問合せ先】保健福祉課 福祉グループ ☎38-5151

地域包括
支援センター

～地域包括支援センターをご存じですか？～

地域包括支援センターでは、地域の高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活していけるよう介護・福祉・保健など様々な面から総合的に支えるための仕事をしています。

主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者のみなさんを支援します。

①健康づくりや介護予防を支援します。

- ・要支援と認定された方
介護保険の介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアプランを作成します。
- ・要支援や介護が必要となることを防ぎましょう
生活機能評価健診で筋力の衰えや栄養状態の低下などがみられた場合には介護予防教室に参加していただくことができます。
- ・自立した生活をつづけましょう
介護予防を目的とした活動や講座などに積極的に参加して、現在の健康を維持していきましょう。

②みなさんの権利を守ります。

- ・お金の管理や契約行為などに不安はありませんか
高齢者を狙った悪質な訪問販売や住宅改修、消費者金融などの事件が増えています。消費者生活センターや行政などと協力して、高齢者の被害を未然に防ぐよう努めています。また、お金の管理や契約に関することに不安があっても頼れる家族がいないなどの場合には、成年後見制度を利用できます。利用に際しての相談に応じています。
- ・高齢者の尊厳を守りましょう
高齢者の介護は、想像以上に大変です。困ったときは一人で悩まずご相談ください。



地域包括支援センター
電話: 38-5161・FAX: 38-0077



③高齢者のみなさんの様々な相談に応じています。

- ・お気軽にご相談ください
介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉・医療や生活に関する事など、様々な相談に対応します。ご本人からだけでなく、ご家族やご近所の方などからも相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

④いろいろな方面から皆さんを支えます。

高齢者の皆さんへの直接の支援だけでなく、皆さんを支えるケアマネージャーへの支援もしています。高齢者が暮らしやすい地域作りのために、医療機関や行政その他の関係機関との連携体制づくりをすすめています。また、地域のケアマネージャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導をして、質の高い支援の提供に努めています。

～実践しよう！介護予防～ 生きがいをもって自分らしく輝きましょう！

「介護予防」とは、主に高齢者が、①介護を必要とする状態を未然に防ぐ、②今は介護が必要でも、できるだけからだの機能を改善する、ということを行います。介護予防がめざしているものは、体を動かすことに無理がなく、生活に必要なことが自分で行え、社会活動に参加でき、自分らしく生きがいを持って暮らせる生活です。



- 《介護予防のポイント》
- ★毎日の生活に運動を取り入れましょう！
 - ★おいしく楽しくバランスよく食べましょう！
 - ★お口の健康を保ちましょう！
 - ★外に出る楽しみを見つけましょう！
 - ★認知症を予防しましょう！
 - ★うつの症状に早めに気づきましょう！
 - ★足のお手入れを習慣にしましょう！
 - ★尿失禁を予防しましょう！



地域包括
支援センター

～生活機能評価健診を受けましょう～

65歳以上の方で、「基本チェックリスト」の回答者には順次「生活機能評価結果通知書」をお送りしています。

お手元に、水色の封筒で【生活機能評価】と書かれた通知が届いた方は、6月中までに町内の医療機関またはかかりつけの医療機関で「生活機能評価健診」を受けてください。

生活機能評価健診を町内の医療機関で受診される場合は予約制となっていますので、受診される前には必ず予約をお願いします。受診の際には、ピンク色の「生活機能評価受診券」を必ずお持ちください。

★介護予防健診の受け方★

- ・町内の医療機関で受診します。受診の際には事前に電話予約が必要です。
- ※町外の医療機関で受診を希望される場合は事前に地域包括支援センターにご相談下さい。

★介護予防健診の内容★

- 検査項目
- ・問診（既往歴・現病歴） ・計測（身長・体重・BMI・血圧）
 - ・診察（視診・触診・^{はんかく}反復^{えきえんげ}だ液嚙下テスト）
 - ・血液検査（貧血検査・血清アルブミン検査）
 - ・心電図検査 ・医師の判定（介護予防の必要性の判断）

★持ち物★

- ・生活機能評価受診券（ピンク色）
- ・基本チェックリストの写し

★健診料★ 無料

※介護予防健診についてのお問い合わせは、甲良町地域包括支援センター（☎38-5161）へ



「平成21年4月から介護保険の認定方法が見直しされました」

平成21年4月から、介護保険の要介護認定の調査方法が変わります。申請手続はいままでどおりですが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、調査時のご本人の状態をありのままに調査する方法に変わります。このため、調査の際にご本人やご家族の方が本人の普段の様子を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要になります。

要介護認定の申請

介護サービスを利用するためには、「保健福祉課介護グループ」に要介護認定の申請が必要です。



更新申請をされた方について希望される方は、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前の要介護度を適用できる経過措置があります。詳しくは保健福祉課・介護グループまでお問い合わせください。（☎ 38-5161）

要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます

要支援1・2

介護予防サービス(予防給付)

要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

要介護1～5

介護サービス(介護給付)

日常生活で介護を必要とする度合いの高い人が、生活の維持・改善を図るために受けるさまざまなサービスです。

非該当

介護予防事業(地域支援事業)

介護や支援が必要となる前の人が、介護予防のために受けるさまざまな事業です。

(おわび)

甲良町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画ダイジェスト版に差し込みしてあります黄色の用紙について福祉用具貸与・販売一覧の表の株式会社平和堂彦根銀座店につきまして、点となっております。おわびのうえ訂正をお願いいたします。

税務課

税務課からのお知らせ ☎38-5064

6月は町県民税と国民健康保険税が確定し納税通知が送付されるとともに第1期（町県民税の前納分）の納付月となっています。納期限内に必ず納付しましょう。

町民税

町民税は、一般に町県民税（町民税と県民税を併せて）と呼ばれ、町民の皆さんや法人に広く負担していただいている税金です。町民税には個人の町民税と法人の町民税があり、それぞれに均等の額によって納めていただく均等割と、所得の額に応じて納めていただく所得割があります。（法人の場合は法人税割）なお、個人の県民税については個人の町民税と課税のしくみが同じ（税率を除く。）なので、甲良町がまとめて手続きを行っています。個人の町民税は、前年1年間の給与や公的年金、事業による売上げ、アパートや駐車場の賃貸料、土地や建物の譲渡益などの所得に対して課税されるもので、1月1日に住所のある市町村において県民税と併せて課税されます。

税率	課税所得	税率		
		県民税	町民税	合計
—	一律	4%	6%	10%

国民健康保険税

病気は突然私たちを襲ってきます。そんな時にお金がなくて、病院にかかれなかったらどうなることでしょうか。身体の苦痛だけでなく、経済的な不安も背負うこととなります。国民健康保険は、誰もが安心して平等に医療が受けられるように、日頃から保険税を出し合い、いざという時の医療費に充てる「助け合い」の制度です。

国民健康保険の加入者（被保険者）は75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに長寿（後期高齢者）医療保険制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

国民健康保険税は国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に次の3本建てで課税されます。①医療保険分②後期高齢者支援金分③介護保険分（40歳～64歳の人のみ）をそれぞれ、所得割・資産割・均等割・平等割の合計を合算し国民健康保険税として国保主（世帯主）に課税されます。

区分	課税標準	税率		
		医療給付分 (加入者全員)	後期高齢者支援金 (加入者全員)	介護給付分 (40歳～64歳)
所得割額	前年の所得の合計額から33万円（基礎控除）を控除した額	4.80/100	2.20/100	1.60/100
資産割額	当該年度の土地・家屋にかかる固定資産税額	20/100	10/100	4.2/100
均等割額	被保険者1人につき	18,000円	8,000円	9,000円
平等割額	1世帯につき	18,000円	9,000円	6,000円
最高限度額		470,000円	120,000円	100,000円

● 国民健康保険の軽減措置

世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得金額が一定基準以下であれば、下表のように国保税の均等割、平等割が減額されます。

未申告など所得が不明な世帯は軽減されませんので、所得がなくても必ず申告するようにしましょう。

軽減基準（前年の世帯の所得）	軽減割合	軽減後の税額（平成21年度）			
		区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円以下の場合	7割	均等割	5,400円	2,400円	2,700円
		平等割	5,400円	2,700円	1,800円
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円+(24万円×世帯主以外の加入者数)以下の場合	5割	均等割	9,000円	4,000円	4,500円
		平等割	9,000円	4,500円	3,000円
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円+(35万円×世帯主を含めた加入者数)以下の場合	2割	均等割	14,400円	6,400円	7,200円
		平等割	14,400円	7,200円	4,800円

他に国民健康保険税の納税者のうち災害およびその他特別の事情があるものについては、町長が特に必要と認める場合に限り国民健康保険税を減免することができます。

● 年金特徴

平成20年10月より下記に該当する年金受給者は原則として、年金より天引きとなる「特別徴収」という納付方法になっています。（特別徴収は、申出により普通徴収に切り替えることができます。）

- 年金受給額が年額18万円以上ある方
- 介護保険料の特別徴収対象者
- 国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者
- 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、すべて65歳以上75歳未満である方
- 年金給付額の2分の1に相当額を下回る方

平成21年10月より

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。



〈特別徴収制度〉 住民税の年金からの引き落としが始まります。

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある方が対象です。

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落としとして町へ直接納入することです。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

これまで



平成21年10月から



新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

徴収方法等については、7月の広報でお知らせします。

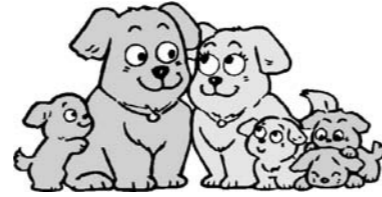
お知らせ

犬の放し飼いはやめましょう！

4月・5月に実施しました「狂犬病予防注射」（集合）では、飼い主のマナーが良く、大変スムーズに実施することができました。しかし一方では、犬の放し飼いから「手を咬まれる」・「通学の児童に付きまとい小学まで行き、校内を走り回る」といった被害が報告されています。マナーを守った飼い方をしましょう！

◎犬は必ずつないで飼うか、柵の中で飼いましょう。

◎運動は、引き綱を引いて行きましょう。



防災

消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

危険物安全週間

平成21年度危険物安全週間推進標語

『安全は 意識と知識と 心掛け』

危険物を取り扱う事業所の自主保安体制を確立するために、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物に対する保安意識の高揚・啓発を全国的に推進しています。今年も6月7日（日）～13日（土）を「危険物安全週間」とし彦根市消防本部では保安に対する高揚及び啓発（広報等）を行います。

◆危険物による事故を防ごう

危険物施設における火災・漏洩事故が年々増加傾向にあります。この原因の1位に管理不十分・不慣れ・すべきことをしなかったなど人的要因があげられます。安全な生活を維持するためには「適切な取り扱いを実践する」ということが大切です。家庭内の事故防止も同様に、適切な取り扱いをしなければいけません。家庭内でも、次の点に注意して危険物を取り扱しましょう。

1 危険物取り扱いのポイント

- ・ 灯油など、火を止めてから給油する。
- ・ 定期的に換気する。
- ・ 危険物の使用中は火気厳禁。
- ・ スプレー等、危険物を使用した製品の説明書をしっかり読む。

2 危険物保管のポイント

- ・ 子供の手の届かない場所に保管する。
- ・ 高温になる場所に置かない。
- ・ ふたは確実に閉める。



◆ガソリンスタンドに行ったら

ガソリンスタンドはいろいろな方が訪れます。利用時のマナーを守り、安全で快適に利用してください。安全のポイント

- ・ ガソリンスタンド内に入ったら、スピードをゆるめること。
- ・ 喫煙マナーを守ること。
- ・ 子供を同乗させている場合、勝手に計量器や洗車機などに触れさせないように注意すること。
- ・ 給油口を開ける前に、静電気除去シートに触れること。
- ・ 給油中はエンジンを停止すること。
- ・ 給油ホース及びノズルが挿入されたまま車両を発進させないこと。

住宅用火災警報器等の普及促進

新築住宅にあつては、既に住宅用火災警報器設置が義務づけられていますが、既存住宅では平成23年5月31日までに設置することとなっています。なぜ、住宅用火災警報器が必要なのかは、住宅火災による死者数が急増しているからです。しかも死者の約7割の人が「逃げ遅れ」によるものとなっています。

また、住宅火災による死者の過半数は65歳以上の高齢者で、今後、高齢化の進展に伴い、死者数のさらなる増加が懸念されています。

このようなことから、住宅火災による死者数を減らすことを目的に、消防法および火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器等を設置するよう義務化されました。

1 住宅用火災警報器とは・・・

住宅用火災警報器は、住宅における火災の発生を早期に感知する警報機（警報設備）で煙を感知するものを設置してください。煙を感知するものを選ぶ理由は、火災は熱より煙が早く広がるからです。

2 家のどこに取り付けられればいいのか？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は、階段も設置が必要とされています。（寝室が1階だけの場合は、階段や廊下への設置義務はありません。）

3 どこで買えばいいの？自分で取り付けられるの？

防災用品を取り扱う販売店などで購入し、自分で設置することができます。（住宅用火災警報器を設置するのに資格はいりません）

ただし、配線工事が必要なものは必ず専門家にご相談ください。

なお、国の基準に合格した製品には「NSマーク」が貼付けされています。

4 悪質業者に気をつけて下さい。

住宅用火災警報器等を販売（点検）する業者の中には、「消防署の方から来ました。」「自治会長から住宅用火災警報器を販売（点検）するよう依頼されたので来ました。」など言葉巧みに言い寄り、高額な商品を売りつけたり、高額な点検料金を請求する者がいます。

詐欺などの手口でもよくあるように、このような悪質業者は、一人暮らしや、高齢者等を特に狙って契約を取りつけようと訪問販売などを行うことがあるので十分注意が必要です。

もし、不審に思った場合は絶対に買わないで、最寄の消防署や警察署へ連絡してください。



年金

～年金のお知らせ～

○保険料を免除されている皆様へ！追納制度をお勧めします

保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は、そのままにされると保険料を納付していた期間に比べ、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

そのため、国民年金には10年以内であれば、遡って保険料を納付することができる「追納制度」があります。追納されると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、承認された年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がつきます。

悪質・危険運転者対策 **さらに強化へ!** (平成21年6月1日から)



◆ 飲酒運転 しない させない ゆるさない!

【飲酒運転は死亡事故など、重大事故に直結する悪質危険な行為です】

飲酒運転で事故を起こすと、被害者や自分だけでなく、家族など周囲の人にまで影響が及ぶこととなります。家庭・職場・地域で、「お酒を飲んだら車に乗らない」、「車に乗るならお酒を飲まない」を徹底しましょう。

● 運転者本人は…

運転者本人の罰則	酒気帯び運転		酒酔い運転
		3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数	呼気1ℓにつき		35点
	0.15mg以上 0.25mg未満 13点 <small>※過去1年以内に2点以上の累積点数があれば、+13点で即取消し</small>	0.25mg以上 25点 <small>※免許一発取消し</small>	

▶ 点数引き上げ

● 運転者本人でなくても飲酒運転の周辺者には…

運転者本人が	◆ 酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがある者に対し		◆ 運転を行うおそれがある者に対し
	車両を提供	自己の運送の要求・依頼をして、その車両に同乗	酒類を提供
酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※ 「酒酔い運転」とは、アルコールの量に関係なく、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した場合をいいます。
 ※ 「酒気帯び運転」とは、呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上ある状態で運転した場合をいいます。
 ※ 基準値未満であってもアルコールを体内に保有した状態で運転する行為は「飲酒運転」です。



● 75歳以上の運転者は、免許証の更新時に「講習予備検査」が始まります! (平成21年6月1日から)

◆ 記憶力・判断力を確かめます

- ★ 講習予備検査の結果に基づいて講習を行い、皆さんの安全運転を支援します。
- ★ 判断力・記憶力が低くなっても免許証の更新はできますが、信号無視、一時不停止、通行禁止違反などの交通違反を、更新期間の前(更新期間満了日の1年前の日から更新申請日の前日まで)に行っていた、または更新の後にいった場合は、警察から連絡があり、専門医の診断を受けるか、主治医の診断書を提出することになります。
- ★ 認知症と判断された場合には、免許が取り消されます。

ひとのうごき

()内は前月との比較 H21年5月1日現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上
男	3,828	(+ 4)	545	2,480	803
女	4,196	(- 5)	550	2,479	1,167
合計	⊕8,024	(- 1)	1,095	4,959	⊖1,970
世帯数	2,469	(+ 4)	⊙÷⊙=高齢化率24.55% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30 休館日				

■ 休館日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 教室日	2	3 教室日	4 教室日
5	6	7	8 教室日	9	10 教室日	11 教室日
12	13	14	15 教室日	16	17 教室日	18 教室日
19	20	21	22 教室日	23	24 教室日	25 教室日
26	27	28	29 教室日	30	31 教室日	

※全日開館

問合先 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

温水プール一般開放

時間 13時~21時 (日曜日は20時まで)
 ※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
 入場料 大人 500円
 中人 300円 (中学生)
 小人 200円 (5歳~小学生)
 ※4歳以下は無料です
 ※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。

香良の湯

受付時間 12時45分~20時 (20時30分には閉場)
 入浴料 大人 250円 (中学生以上)
 小人 150円 (小学生)
 ※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

シルバーディ

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。
 ※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

せせらぎ農産物直売所

<営業日時>
 毎週木曜日~火曜日 9時~12時
 <電話番号> ☎38-2744
 スタンプカード (500円=1点) で20点
 集めて素敵なプレゼントを進呈中

行政相談日 (第2火曜日)

6月9日 (火) 10時から12時
 保健福祉センター2階相談室
 相談内容 ①医療保険・年金
 ②道路 ③生活保護
 ④郵政 ⑤雇用 など

コンクール 第80回花壇コンクール

5月20日、第80回春花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、印象度、更に子どもたちが毎日付けていた観察日誌等を参考に審査されました。

どの花壇も子どもたちの世話が実ってパンジーが咲き誇っていました。

最優秀賞 横関



優秀賞 小川原



優秀賞 金屋



- 最優秀賞 横関
- 優秀賞 小川原 金屋
- 努力賞 正楽寺 法養寺
- 奨励賞 在士

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

6月後半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
1歳6ヶ月健診	17日（水）	13:00～13:30	H19年11月12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	30日（火）	13:00～13:30	H21年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予防票
乳児健診10ヶ月	30日（火）	13:30～14:00	H20年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真（広報への掲載希望者）

7月前半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
子育て相談	7日（火）	9:30～10:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する 相談を行います	母子手帳

■問合先 保健福祉センター保健グループ（保健師） ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2009年（平成21年）6月号
通巻第356号

発行／甲良町総務課
〒522-0244
滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1
TEL. 0749-38-5061
FAX. 0749-38-5072
E-mail／somuka@town.koura.shiga.jp

窓口業務時間の延長日は6月12日（金）・26日（金）
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票
- ②戸籍（婚姻・出生・死亡など）
- ③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯（休日・勤務時間外）

戸籍の届出のみ
＜関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますので
ご了承ください。＞

本人確認できるものをご持参ください。 例）免許証、パスポートなど

問合先 総務課 住民グループ ☎ 38-5063